令和２年４月３０日付け省令改正における自立支援医療の申請等の取扱いについてのＱ＆Ａ（令和２年５月８日時点）

Ｑ１．今回の支給認定の有効期間の延長は、更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となるか。また、延長の対象者について有効期間以外の条件（疾患の種類等）はあるか。
Ａ１．今回の延長は更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となります（有効期間を原則３ヶ月以内としている更生医療・育成医療についても、一律に１年間の延長とします。また、育成医療については、有効期間中に満１８歳になる場合が考えられますが、同様に１年間の延長として差し支えありません）。延長の対象者については、有効期間以外の条件を設けておらず、令和２年３月１日から令和３年２月２８日に有効期間が終了する全ての受給者が対象と考えて差し支えありません。

Ｑ２． 新規の申請や変更の申請についてはどのように取り扱うか。
Ａ２．新規や変更については通常通り申請していただくことになります。ただし、申請書類の提出については郵送で対応していただく等、受給者が申請のための外出を回避することが出来るように努めていただくようお願いいたします。

Ｑ３．有効期間を延長するにあたり、対象者が何らかの手続きをとる必要があるか。
Ａ３．対象者の手続きは不要です。自治体及び医療機関においては、対象の受給者証の有効期間を読み替える形でのご対応をお願いいたします。

Ｑ４．施行通知第３留意事項（１）に「受給者証等については、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用することとする」とあるが、医療機関等の混乱を避けるため、延長後の有効期間を記載した受給者証を新たに発行することは差し支えないか。
Ａ４．差し支えありませんが、対象者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、今回の改正を受けた受給者証の取扱いについて十分に周知をお願いいたします。

Ｑ５．精神通院医療においては、診断書の提出は２年に一度で足りるとしているところ、本来当該期間内に予定されていた再認定の申請時に、診断書が必要であった受給者、不要であった受給者それぞれの診断書の提出についてはどのように取り扱うか。

Ａ５．診断書が必要であった受給者、不要であった受給者ともに本来の診断書の提出から１年遅らせるという考え方でご対応をお願いいたします。

（例）令和２年３月３１日に期限が満了する受給者について、同年４月１日以降の再認定の申請を予定していた場合

・本来診断書の提出が必要であった受給者→令和３年４月１日～の申請時（次回）に提出

・本来診断書の提出が不要であった受給者→令和４年４月１日～の申請時（次々回）に提出（次回の申請時の提出は不要）

Ｑ６．対象者で既に再認定に係る診断書や申請書類を提出している場合、支給認定をどのように行うか。

Ａ６．各自治体の判断により、受給者証の有効期限が延長されている旨ご連絡する、延長後の有効期限を記載した受給者証を新たに発行するなど、適宜対象者に配慮したご対応をお願いいたします。

Ｑ７． 延長になった期間の所得区分はどのように取り扱うか。

Ａ７． 所得区分に関して変更の申請等があった場合は、施行通知第３留意事項（２）に記載のとおりにご対応をお願いいたします。

※このＱ＆Ａは便宜的に作成したものであり、今後追加や変更もあり得ることに御留意ください。